

介護保険制度の改正についてお知らせします

問合せ 市役所介護高齢課介護給付係 (☎31-4553)

4月以降の介護保険制度の主な変更点などについてお知らせします。介護保険制度の改正にご理解、ご協力をお願いします。

4月から変更になったこと

4月から 介護保険サービスを利用した時の利用料が変わりました。

今回の報酬改定は、介護現場で働く方々の処遇改善等を行うためのものです。報酬の改定に伴い、介護保険サービスの金額が変更されたため、これまでと同じサービスを利用しても利用料が変更となっている場合があります（訪問リハビリや通所リハビリ等、一部のサービスや介護職員の処遇改善加算について、6月から改定となるものもあります）。

4月から 福祉用具の一部種目・種類について貸与と販売を選択できるようになりました。

要介護度に関係なく、給付が可能な福祉用具のうち、一部の福祉用具種目・種類について貸与と販売を選択できるようになりました。下記の種目が対象となりますが、選択にあたっては、福祉用具専門相談員や介護支援専門員が利用者に対し、十分な説明と情報提供をすることおよび医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととされています。

福祉用具貸与種目	福祉用具購入種目
・車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・徘徊感知機器・移動用リフト（本体のみ）・自動排泄処理装置（本体のみ） ※貸与種目は要介護度に応じて異なります。 「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「徘徊感知機器」「移動用リフト」は、要支援1・2、要介護1の方は原則保険給付の対象となりません。 また、「自動排泄処理装置」は要支援1・2、要介護1～3の方は原則保険給付の対象となりません。	・腰掛便座（ポータブルトイレなど）・自動排泄処理装置の交換可能部品・排泄予測支援機器・入浴補助用具（入浴用いすなど）・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部品 ※「移動用リフトのつり具の部品」にリフト部分は含まれません。 【選択制の対象となる種目】 ・固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点つえ（松葉づえを除く）・多点つえ

8月から変更になること

8月から 特定入所者介護サービス費（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ショートステイを利用した際の居住費（滞在費））の費用額が変わります。

在宅で介護を受ける方との公平性等を高めるため、居住費（滞在費）の負担限度額の見直しが行われます。



令和6年7月まで <居住費(滞在費)・食費の負担限度額>

(日額：円)

対象者	利用者負担段階	居住費（滞在費）					食費※3	
		多床室（相部屋）		従来型個室		ユニット型個室的多床室		
		特養	老健医療院	特養	老健医療院			
生活保護を受給している方 世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金を受給している方	0		320	490	490	820	300 (300)
	所得指標金額※1が80万円以下の方	370		420	490	490	820	390 (600)
	所得指標金額※1が80万円超120万円以下の方	370		820	1,310	1,310	1,310	650 (1,000)
	所得指標金額※1が120万円超の方	370		820	1,310	1,310	1,310	1,360 (1,300)
	上記以外の方	負担限度額なし（国が定める基準費用額は下記のとおりです）						
国が定める基準費用額		855	377	1,171	1,668	1,668	2,006	1,445

●認定されるための要件

- ①本人および同一世帯の方全員が市民税非課税であること
- ②本人の配偶者（別世帯含む）が市民税非課税であること
- ③預貯金などの合計額が、
 - ・本人が65歳以上（第一号被保険者）で単身世帯の場合
第2段階→650万円以下
第3段階①→550万円以下
第3段階②→500万円以下
 - ・本人が65歳以上（第一号被保険者）で配偶者がいる場合、上記本人預貯金額に1,000万円を上乗せした金額以下

- ※本人が40歳以上65歳未満（第二号被保険者）の方
- ・単身の場合→1,000万円以下
- ・配偶者がいる場合→2,000万円以下

※1 所得指標金額：年収入額（非課税年金含む）+その他の合計所得金額（※2）-土地や建物の長・短期譲渡所得に係る特別控除

※2 その他の合計所得金額：合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得を差し引いた金額

※3（ ）内はショートステイ利用時の金額

令和6年8月から <居住費(滞在費)・食費の負担限度額>

(日額：円)

対象者	利用者負担段階	居住費（滞在費）					食費※3	
		多床室（相部屋）		従来型個室		ユニット型個室的多床室		
		特養	老健医療院	特養	老健医療院			
生活保護を受給している方 世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金を受給している方	0		380	550	550	880	300 (300)
	所得指標金額※1が80万円以下の方	430		480	550	550	880	390 (600)
	所得指標金額※1が80万円超120万円以下の方	430		880	1,370	1,370	1,370	650 (1,000)
	所得指標金額※1が120万円超の方	430		880	1,370	1,370	1,370	1,360 (1,300)
	上記以外の方	負担限度額なし（国が定める基準費用額は下記のとおりです）						
国が定める基準費用額		915	437	1,231	1,728	1,728	2,066	1,445